

改 正 後	改 正 前
<p>その他留意すべき事項 1～5（略）</p> <p><u>6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係について</u> <u>宅地建物取引業者は、新築マンションの分譲に際し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第103条第1項の規定により、同法施行規則第102条に定める図書を当該マンションの管理者等に対し交付することとされている。この場合において、交付すべき図書に該当するか否かについては、図書の形式的な名称に関わらず、記載されている内容により判断する必要があるので留意すること。また、他の資料の内容を当該図書に引用している場合はその引用部分を併せて交付すること。</u></p>	<p>その他留意すべき事項 1～5（略）</p>